

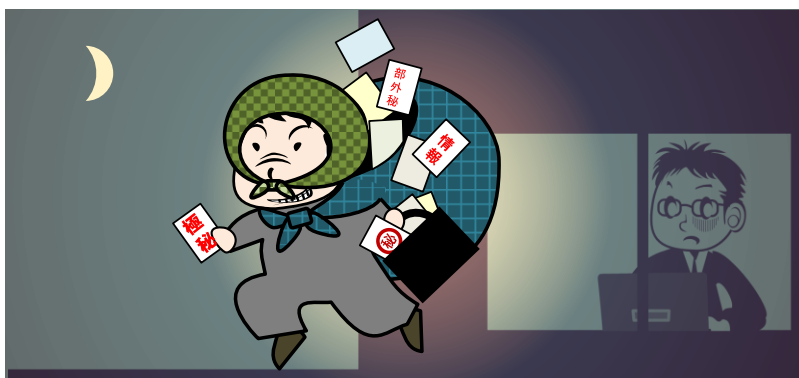
## 経営に役立つ知的財産権の話 第3回 会社の営業秘密守れていますか？

**ケース1** ベテラン社員が秘密を持ち出して競合他社に転職してしまった。

**ケース2** 取引先に図面を見せたら発注が来なくなった。他社で安く作らせてる？

こんな時、どのような対応が可能でしょうか？ また再発防止の為にはどうすればよいでしょうか？

「うちには狙われるような情報は無いし、情報を持ち出されたことなんてないから」と思う経営者もおられるかもしれませんが、情報は一度漏えいすると元に戻すことができず、資産としての価値も失われます。中小企業においても一定程度の営業秘密を守るための知識と体制は必要でしょう。



営業秘密として不正競争防止法の強力な保護を受けられるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① **秘密管理性** これは当社の秘密であると、はっきりとわかるよう管理されている。
- ② **有用性** 事業活動に有用な技術上/営業上の情報である。
- ③ **非公知性** 公然と知られていないものである。

ケース1の場合、退職者の持ち出した秘密が誰でも簡単にわかる場所に保管されていたり、秘密である旨の表示管理がされていないと、法律の保護を受けることは難しいです。また、退職の申し出があった時点で社内情報へのアクセス権を制限したりアカウントを削除するべきでした。

ケース2の場合、もし取引先に図面を開示するならば秘密保持契約を締結する必要がありました。

社員の採用や退職に際しては、秘密保持条項を含んだ書面、退職者がキーパーソンであれば競業禁止義務を盛り込むことの検討をお勧めします。また、逆に転職者を受入れて転職元から秘密情報の侵害と訴えられることもあり得ます。採用時点で転職者の負っている義務を確認し、秘密情報を持ち込まない旨の誓約書の取得も考えられます。

最後に、働きやすい環境の整備により社員のやる気を高め、秘密情報を持ち出そうという考えを起こさせないことも大切だと思います。

当金庫が提携協定を結んでいる岐阜県と愛知県の知財総合支援窓口では、経験豊富な相談員が相談に応じており、知財に強い弁護士や弁理士と連携しています。

次回は「ライバル社の特許や商標は誰でも調べられます」です。



(知的財産権についてご興味のある方は、お取引店舗までご相談ください。)



# ぎふしん アプリバンキング

ぎふしんアプリバンキングならいつでもどこでもスマホで口座の

●残高照会 ●入出金明細照会が出来ます！

ネットバンキング、アプリつみたて、つみたてNISA口座開設、ローンのお申込みのほか、通帳・キャッシュカードの紛失届、住所変更のお手続きができます。

※キャッシュカードがお手元に届いてから口座登録を行ってください。

アプリバンキング  
詳しくはこちら



照会画面イメージ

## 当金庫の普通預金口座をお持ちでない方へ

### スマートフォン口座開設サービス

- 専用アプリをインストールしてお申込みできます。

※18歳以上で運転免許証をお持ちのお客さまが対象です。

口座開設アプリは  
こちら



### メールオーダーサービス

- 郵送による口座開設も可能です。

申込書のご請求は  
こちら



詳細は… お近くのぎふしんの窓口またはダイレクトバンキングセンタームーミン支店までお問合せください。